

# 神奈川RB 第8回総会 資料



開催日時:2006年2月5日(日) 15:30~  
会場:かながわ県民活動サポートセンター 301会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

# 神奈川 RB 総会資料 目次

---

内 容	ページ
1 神奈川 RB 第 8 回総会次第	3
2 神奈川 RB 宣言	4
3 2005 年度を総括して ~代表より~	5
4 2005 年度 活動報告に関する件	6
5 2005 年度 会計報告に関する件	7
6 2006 年度 役員選出に関する件	8
7 2006 年度 活動計画に関する件	9
8 2006 年度 予算案に関する件	10
9 神奈川 RB 規約	11
10 神奈川 RB 組織図	17
11 神奈川 RB 会議構成図	18
12 神奈川 RB 会員分布表	19
13 神奈川 RB 連絡先	20

# 神奈川 RB 第 8 回総会 次第

---

- 1 開会
- 2 総会議事
  - 2005 年度 活動報告に関する件
  - 2005 年度 決算に関する件
  - 2006 年度 役員選出に関する件
  - 2006 年度 活動計画に関する件
  - 2006 年度 予算案に関する件
  - 神奈川 RB 規約改正に関する件
- 3 2006 年度代表挨拶
- 4 2006 年度役員・リーダー紹介
- 5 お知らせ
- 6 来賓紹介
- 7 閉会

## 神奈川RB宣言

- 1 . 我々は、震災時においてオートバイの機動性を活かして被災地のために救援活動とその支援を行います
- 2 . 我々は、ボランティア活動を基本とし活動上発生した傷害は加害被害を問わず自己責任とします
- 3 . 我々は、自己完結型のボランティアを目指します
- 4 . 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

## 2005 年度を総括して ～代表より～

---

神奈川RBが発足し、7年が経過しました。

準備期間の2年間も入れると約9年間という長期にわたって活発な活動を継続できており、これは簡単には書き表せないメンバー全員の努力と協力によるものであり、深く感謝致します。

近年、メンバーの皆さんと一緒に活動して感じることは、神奈川RBメンバー一人ひとりの「個の強さ」です。

これは会の中で活動していると気づきにくいものですが、メンバー個々人の広い意味での能力は高く、それは神奈川RBの大きな特徴・強みだと思います。

我々は団体として集まって平常時の活動を行っていますが、災害発生時に支援ボランティアを行う際は個人での活動が基本になります。自己の安全確保や活動内容の決定などの基本的な判断能力が必要になることはもちろん、被災者に接する姿勢や他のボランティアと協調して作業を遂行する人間性、他人から細かな指示を受けずとも自ら考え判断し活動する柔軟性が求められます。

時には「やらない勇気」が必要になる場合もあります。

これら能力を元々兼ね備えている人が神奈川RBに多く参加しているということもありますが、これらが各メンバーへ自然と蓄積され共に成長していく神奈川RBの環境・雰囲気、神奈川RBの大きな良さだと思えます。

もう少し掘り下げて考えてみると、神奈川RBでは一般社会ではまず接することが無いであろう人間同士が、年齢・性別の壁もなく対等な立場で議論し、共に汗を流すという形態が自然と出来上がり、お互いを刺激しあう土壤があると思います。このベースとなっているのは、当然ながらコミュニケーションです。

私は、災害支援ボランティアは細くても長く続けることが、すなわちそれが成果だと考えています。

7年ないしは9年という長きに渡り活動を続けていることは大きな成果です。

この期間で培った、我々の財産であるメンバー個々人の能力や人間関係をさらに深めていくことで、今後もより長くより深い活動となることを確信します。

それには先に述べた様なコミュニケーションが不可欠です。逆にいうと、コミュニケーションさえしっかりしていれば、発生する問題・課題に対して大小問わず乗り越えられると楽観しています。

本年もコミュニケーションを密にして、活動しましょう

神奈川RB代表・井上哲也

## 2005 年度 活動報告に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1月	15日 23日	NHK「おはよう日本・首都圏」取材・撮影協力 2004年度 神奈川RB 総会(手塚)	横須賀市 横須賀リサーチパーク 横浜市 県民活動サポートセンター
2月	6日	運営ミーティング	横浜市 県民活動サポートセンター
3月	6日 29日	運営ミーティング 会報発送作業(太田)	海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
4月	2日 24日	横浜市神奈川非常無線コンテスト参加(古賀) 走ろう会ツーリング(後藤)	山梨県北杜市 お好み焼き おにがわら
5月	15日 28日	運営ミーティング 第36回二輪車安全運転神奈川県大会参加	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場
6月	5日 11日	運営ミーティング 津久井赤十字病院フェスタ参加(矢代)	海老名市 海老名サポートセンター 津久井町 津久井赤十字病院
7月	10日	走ろう会 湯河原・足湯ツーリング	湯河原町 独歩の湯
8月	7日 7日 28日	運営ミーティング 防災訓練現地実走確認(後藤) 防災訓練現地予行演習(後藤)	海老名市 海老名サポートセンター 南足柄市内 南足柄市内
9月	1日 4日 17日 23~ 24日	FM 横浜『The Breeze 街角 Best10』出演(辻谷) 県市合同総合防災訓練参加(後藤・山田・辻谷) 津久井赤十字病院防災訓練参加(矢代) おにがわら反省会ツーリング(辻谷) 会報発送作業	南足柄市 津久井町 津久井赤十字病院 山梨県北杜市 お好み焼き おにがわら 横浜市 県民活動サポートセンター
10月	24日	池田さん一時帰国歓迎会(太田)	横浜市 やきとり『ゆう』
11月	6日	運営ミーティング	横浜市 県民活動サポートセンター
12月	4日 4日	運営ミーティング 2005年 忘年会	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市

# 2005年度 決算に関する件

---

## 2005年度神奈川RB決算に関する件 (総会議事)

自2005年1月1日 至2005年12月31日

### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	273,294	
会費	133,200	
寄付	4,210	中島信義様他
備品売上	12,000	
備品貸与	22,000	
雑収入	10	郵便貯金利息他
合計	444,714	

### 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	0	
交通費	100,000	中越地震活動費補助
備品代	25,000	ステッカー製作
会場費	0	
通信費	19,524	切手代他
諸会費	12,120	サポセンロッカー、神災ボラ会費他
消耗品代	9,030	ゼッケンロゴ
雑費	840	振込み手数料他
次期繰越金	278,200	郵便貯金、SMBC神田
合計	444,714	

上記2005年度決算報告書を監査の上、問題が無いことを確認した。

神奈川RB会計監査 **山田泰**

神奈川RB会計監査 **梶エミ子**

## 2006 年度 役員選出に関する件

---

以下の者を 2006 年度神奈川 RB 役員として推薦致します。

代表	井上 哲也
副代表	矢代 幸雄
	神林 邦彦
	後藤 猛
	沢田 健介
事務局長	西山 圭
会計監査	梶 エミ子
	山田 泰

## 2006年度 活動計画に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1月	14～ 15日 14日	防災ギャザリング from かながわ 展示参加(辻谷) 臨時ミーティング(辻谷) 会報発送作業(太田)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
2月	5日 5日	2005年度 神奈川RB 総会 親睦会	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市神奈川区 やきとり「ゆう」
3月	5日 未定	運営ミーティング 会報発送作業	海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
4月	2日 未定	運営ミーティング 走ろう会 ツーリング	横浜市 県民活動サポートセンター 未定
5月	14日 下旬	運営ミーティング 第37回二輪車安全運転神奈川県大会	海老名市 海老名サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場
6月	4日	運営ミーティング	横浜市 県民活動サポートセンター
7月	2日	運営ミーティング	海老名市 海老名サポートセンター
8月	6日 下旬	運営ミーティング 県市合同総合防災訓練 現地打ち合わせ	横浜市 県民活動サポートセンター 未定
9月	3日 10日 未定	県市合同総合防災訓練 運営ミーティング 会報発送作業	未定 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
10月	1日 未定	運営ミーティング 走ろう会 ツーリング	横浜市 県民活動サポートセンター 未定
11月	12日	運営ミーティング	海老名市 海老名サポートセンター
12月	3日 未定 未定	運営ミーティング 2006年 忘年会 会報発送作業	横浜市 県民活動サポートセンター 未定 横浜市 県民活動サポートセンター

# 2006年度 予算案に関する件

## 2006年度神奈川RB予算に関する件(総会議事)

自2006年1月1日 至2006年12月31日

### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	278,200	
会費	135,000	@3000×45名
合計	413,200	

### 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	3,000	ポスター他
交通費	80,000	活動費補助他
通信費	20,000	切手代他
諸会費	15,000	
消耗品代	10,000	封筒他
雑費	5,000	振込み手数料他
予備費	280,200	
合計	413,200	

# 神奈川 R B 規約

---

## 【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

### 第1章 総則

(名 称)

#### 第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。  
2. 通称を「神奈川 R B」とする。

(目 的)

#### 第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

#### 第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事 業)

#### 第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

会員の訓練及び研修。

会員相互の交流と親睦に関する活動。

本会の広報活動と啓蒙活動。

同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。

震災に関する情報収集、研究。

その他、目的を達成するために必要な事業。

#### 第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第2章 会員及び会費

(会 員)

#### 第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。

# 神奈川 R B 規約

---

(会員の権利)

第 7 条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。

(会員の義務)

第 8 条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する。

(会費などの納入義務)

第 9 条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

退会

死亡

除名

(退会)

第 11 条

退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。

2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)

第 12 条

会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名することができる。

本会の名誉を著しく毀損した場合。

本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。

本会の秩序を損なう行為を行った場合。

## 第 3 章 総会

(総会の構成)

第 13 条

本会の総会は会員を持って構成する。

# 神奈川 R B 規約

---

( 総会の種類 )

## 第 14 条

本会の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

( 総会の招集 )

## 第 15 条

通常総会は、毎年 1 回代表が招集する。

2 . 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が招集する。

代表が必要と認めたとき

運営会議で必要と決議したとき

3 分の 1 以上の会員より招集の請求があったとき

3 . 会計監査が招集の必要を認めたとき

4 . 総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の 1 0 日前までに発信通知しなければならない。

( 総会の議長 )

## 第 16 条

総会の議長は出席した会員の中から選出する。

( 総会の決議 )

## 第 17 条

総会は第 15 条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

( 表決権 )

## 第 18 条

会員は総会における各 1 個の表決権を有する。

( 総会の決議事項 )

## 第 19 条

次の事項は総会の議決を要する。

規約の変更

事業計画及び収支予算の決算報告

事業報告及び会計報告

役員を選任並びに解任

本会の解散

5 号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法

その他特に重要な事項

# 神奈川 R B 規約

---

( 総会の特別決議 )

## 第 20 条

前第 19 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の 3 分の 2 以上の多数でこれを決議する。

( 総会の決議事項の通知 )

## 第 21 条

代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

( 総会の議事録 )

## 第 22 条

総会の議事については議事録を作成する。

## 第 4 章 役員

( 役員の種類、人数 )

## 第 23 条

本会役員は、以下の通りとする。

代 表	1 名
副 代 表	若干名
事務局長	1 名
会計監査	2 名

( 役員の資格 )

## 第 24 条

役員は会員であり総会において選任及び解任される。

2 . 役員の再任は妨げない。

( 役員の任期 )

## 第 25 条

役員の任期は選任以降から事業年度の総会までとする。

2 . 期の半ばに選任された役員の任期は当該年度の総会までとする。

( 役員の任務 )

## 第 26 条

1 . 代表は、本会を代表し、事業を総理する。

2 . 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。

3 . 事務局長は、事務局を統括する。

# 神奈川 R B 規約

---

4. 会計監査は、本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

## 第5章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第27条

本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第28条

運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第29条

運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第30条

運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第31条

運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第32条

運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

## 第6章 事務局・分科会等

(事務局)

第33条

本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置く。

(分科会等)

第34条

本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。

分科会にはリーダーを置く

# 神奈川 R B 規約

---

( 地区リーダー )

第 35 条

本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。

各地区にはリーダーを置く

## 第 7 章 会計

( 会計年度 )

第 36 条

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月末日までとする。

( 収支報告 )

第 37 条

本会の会計報告は総会において行われる。

## 第 8 章 管理

( 規約などの設置 )

第 38 条

代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く。

( 報告書 )

第 39 条

代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出する。

事業報告書

会計報告書

付則

1 . 本規約は 2 0 0 3 年 2 月 9 日に改訂し、同日より施行する。

細則

1 . 規約第 9 条の会費については以下に定める。

会員は年会費 3 , 0 0 0 円を事業年度中に納入する。

中途加入の会員は 号、若しくは年度残月数に応じて月額 300 円を事業年度中に納入する。

# 神奈川RB 組織図

## 役員



## アドバイザー

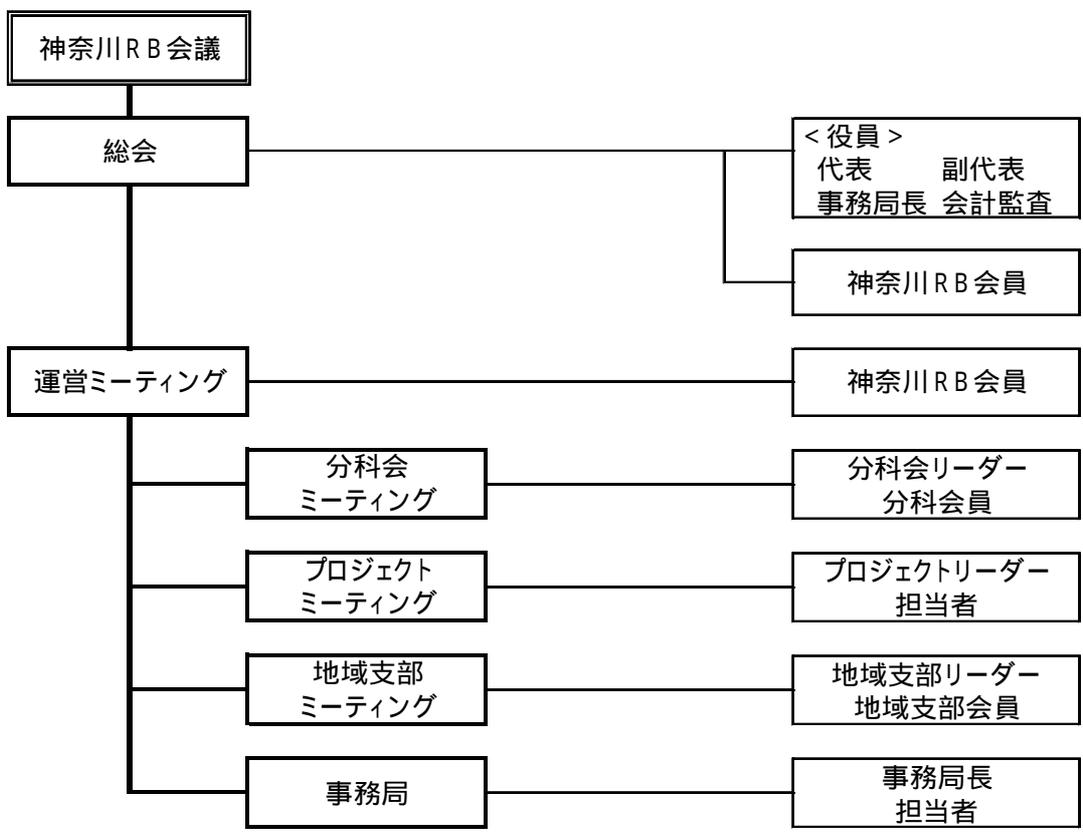
荻原 多聞 (神奈川県災害救援ボランティア 推進委員会 事務局長)
田嶋 誠一 (神奈川県警察)
田島 真也 (日本赤十字奉仕団救急救命指導員)

## 事務局

会計	太田 隆行
ホームページ	渡部 祐史
	池田 喜由
インターネット受付	役員
広報、渉外	役員
会員名簿管理	事務局長
関連団体名簿管理	矢代 幸雄
会報	太田 隆行
3ヶ月予定作成	太田 隆行
発送作業取りまとめ	手塚 則生
メーリングリスト	鈴木 功
横浜ロッカー管理	山田 泰
海老名ロッカー管理	永山 充

神奈川RB会員 49名
----------------

# 神奈川 R B 会議構成図



# 神奈川 R B 会員分布表

会員 No.	名前	地区 (住所)	会員 No.	名前	地区 (住所)
1	山田 泰	南部 (鎌倉市)	60	村井 浩久	東部 (川崎市宮前区)
5	井上 哲也	南部 (横浜市鶴見区)	61	舟田 裕	東部 (川崎市高津区)
7	梶 エミ子	東部 (川崎市麻生区)	64	太田 隆行	東部 (川崎市麻生区)
9	太田 真幸	南部 (横浜市栄区)	67	杉野 紀行	南部 (川崎市幸区)
10	加藤 路香	西部 (厚木市)	74	辻谷 圭	南部 (横浜市金沢区)
12	山本 泰彦	南部 (横浜市港北区)	77	鈴木 啓司	東部 (東京都港区)
15	伊藤 浩章	南部 (横浜市栄区)	80	加藤 克美	西部 (厚木市)
16	鈴木 功	西部 (伊勢原市)	81	後藤 猛	西部 (海老名市)
17	加藤 英宗	西部 (厚木市)	82	夏賀 英樹	東部 (川崎市麻生区)
18	永山 充	西部 (伊勢原市)	83	梶 修平	東部 (川崎市麻生区)
22	原田 裕史	東部 (川崎市中原区)	84	尾崎 徳久	南部 (横浜市保土ヶ谷区)
24	沖野 雅之	南部 (横浜市都筑区)	85	小波 浩通	南部 (横須賀市)
26	宇波 郁道	北部 (相模原市)	87	永野 靖彦	北部 (相模原市)
27	宇田津 省二	南部 (横浜市青葉区)	88	永野 貴子	北部 (相模原市)
29	佐藤 眞澄	東部 (川崎市宮前区)	89	島崎 亮平	南部 (鎌倉市)
36	池田 喜由	北部 (相模原市)	90	田中 博之	西部 (中郡大磯町)
38	古賀 陽一	南部 (横浜市青葉区)	91	川崎 祐佳	西部 (伊勢原市)
40	河内 善徳	南部 (横浜市保土ヶ谷区)	93	渡部 祐史	南部 (横浜市鶴見区)
45	菊田 誠	南部 (横浜市緑区)	94	沢田 健介	南部 (横浜市神奈川区)
52	矢代 幸雄	北部 (津久井郡城山町)	95	氏家 康太	西部 (海老名市)
53	手塚 則生	南部 (横浜市港北区)	96	大野 慎司	西部 (平塚市)
54	田村 良平	北部 (相模原市)	97	伊藤 和博	南部 (横浜市戸塚区)
56	永田 雅人	南部 (藤沢市)	98	大谷 暢	西部 (平塚市)
57	神林 邦彦	南部 (横浜市戸塚区)	99	中山 知則	南部 (鎌倉市)
59	渡辺 和也	西部 (相模原市)	2006.2.5 現在 49 名		

## 会員名簿について

- \* 会員名簿は事務局長により管理されています。
- \* 名簿の記載内容は、本人の承諾なしに公表されたり利用されることはありませんが、神奈川 RB の活動において必要とされる場合には、そのリーダー等に知らされることがあります。
- \* 名簿の記載内容に変更が生じた場合は速やかに事務局長へご連絡ください。
- \* 名簿を使用する際には、使用目的を添えて事務局長へ申し出てください。

## 神奈川 R B 連絡先

---

代表 : 井上 哲也 (tetsuya@wg8.so-net.ne.jp)

郵送先 : 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター レターケース No.81

宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

E-Mail : kanagawa@jrb.ne.jp

F A X : 045-312-1862 (かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

ホームページ : <http://www2.airnet.ne.jp/krb/>

携帯サイト : <http://k.excite.co.jp/hp/u/krpkrb>

資料作成 : 2006.2.3

© Kay Tsujitani